

国立大学法人群馬大学における競争的研究費等からの研究代表者等の人件費の  
支出に関する取扱要項

令和 5.11. 1 制定

改正 令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるP I 人件費支出制度の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) P I 人件費 競争的研究費等において、直接経費に計上された当該研究代表者等の人件費をいう。
- (2) P I 人件費支出制度 P I 人件費計上により確保された財源を研究代表者等の研究パフォーマンスの向上や大学の研究力強化に資する取組に活用する制度をいう。
- (3) 競争的研究費 資金配分機関（府省庁又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む。）をいう。
- (4) 競争的研究費等 次のいずれかに該当する事業等に係る経費をいう。
  - ア 競争的研究費で行う事業のうち、資金配分機関が直接経費からP I 人件費を支出することができると指定した事業
  - イ 民間企業等契約の相手方との間で、契約書により直接経費からP I 人件費を支出することの合意が得られた共同研究又は受託研究
- (5) 研究代表者等 本学に雇用されている教職員のうち、競争的研究費等の研究代表者又は研究分担者をいう。
- (6) エフォート 本学の研究代表者等が、競争的研究費等を獲得又は受入により研究を行う場合に、当該研究代表者等の年間の全労働時間100%に対して当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。
- (7) 基準年間給与額 適用を受ける俸給表の別に応じ、別表に定める給与額の総和とする。
- (8) 学部等 群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。

(対象となるプロジェクト)

第3 P I 人件費支出制度の対象となるプロジェクトは、競争的研究費等のうち、P I 人件費支出制度を利用する年度（以下「当該年度」という。）の直接経費が500万円以上のプロジェクトとする。

(対象者)

第4 P I 人件費支出制度の対象者は、次に掲げる者のうち雇用財源が法人運営費又は医学部附属病院収入により措置されている研究代表者等であって、P I 人件費の支出を希望する者とする。ただし、研究分担者の場合は、資金配分機関及び民間企業等契約の相手方（以下「資金配分機関等」という。）が認める場合に限り、P I 人件費支出制度の対象者としてすることができる。

- (1) 国立大学法人群馬大学教職員給与規則の教育職俸給表（一）を適用する教員
- (2) 国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則を適用する教員
- (3) 国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則を適用する教員

(支出可能なP I 人件費額)

第5 P I 人件費は、届出1件につき、次の各号のいずれか低い額を上限とし、かつ当該プロジェクトの遂行に支障をきたさない範囲内で研究代表者等がその額を決定する。ただし、10万円を下限額とする。

- (1) 研究代表者等の基準年間給与額に、年間を通じて当該プロジェクトに従事するエフォートに乗じた額
- (2) 資金配分機関が公募要領等により定める上限額

2 算定上生じた1万円未満の端数は、1計算ごとに切り捨てして計算するものとする。

(P I 人件費の支出により確保された財源の活用)

第6 P I 人件費の支出により確保された財源は、「競争的研究費の直接経費からの研究代表者の人件費の支出により確保された財源の活用方針（令和5年6月21日制定）」（以下「活用方針」という。）に定める用途に使用する。

2 本学におけるP I 人件費の支出により確保された財源は、原則として次の各号に定める割合で分配するものとする。

- (1) 直接経費から人件費を支出した研究者への支援に資する方策 50%
- (2) 本学の研究力強化に資する方策 50%

3 研究代表者等は、前項第1号の方策について、活用方針に基づき、研究代表者手当の支給又は研究費の配分のいずれかを選択することができる。

4 研究代表者手当は、原則当該年度の12月10日（年俸制適用教員給与規則を適用する教員については12月21日）に一括支給する。

5 研究費として配分する場合は、当該年度内に予算配分し、年度内に予算執行するものとする。

6 届出1件に対して、研究代表者手当の支給と研究費の配分は併用することはできない。

(手続方法等)

第7 活用方針に同意し、P I 人件費支出制度の適用を希望する研究代表者等は、当該年度における研究費を確保した状態で、所定の様式を作成の上、学長に届け出るものとする。ただし、研究分担者が届出を行う場合は、あらかじめ研究代表者の了承を得なければならない。

2 複数年契約の場合であっても、P I 人件費支出制度の適用にあたっては、年度毎に届け出るものとする。

3 複数のプロジェクトでP I 人件費支出制度を利用する場合は、プロジェクト毎に届け出るものとする。複数のプロジェクトの合算によるP I 人件費支出制度の適用は認めない。

4 研究代表者等は、競争的研究費等の減額変更等によりP I 人件費の計上額を変更せざるを得ない場合等やむを得ない事情がある場合、速やかに学長に届出の変更又は取下げを行い、支給済みの研究代表者手当又は配分済みの研究費の全部又は一部を返還するものとする。

5 P I 人件費支出制度の適用を受ける研究代表者等が研究費不正等により、P I 人件費支出制度を利用することが不相当と認められた場合、学長は、研究代表者等の届出の変更又は取下げによらず、直ちにP I 人件費支出制度の適用を取り消すことができる。P I 人件費支出制度の適用を取り消された研究代表者等は、支給済みの研究代表者手当又は配分済みの研究費がある場合、速やかに返還するものとする。

(エフォート)

第8 研究代表者等は、自己の責任においてエフォートを適切に管理するものとする。

2 学部等の長は、P I 人件費を支出した研究代表者等がエフォートを確保できるよう所属学部等内の業務の軽減などの配慮に努めるものとする。

(実績報告)

第9 P I 人件費の支出により確保された財源の使用実績については、研究推進部研究推進課において取りまとめの上、資金配分機関に報告するとともに本学のホームページで公表するものとする。

(利益相反マネジメント)

第10 研究代表者等は、P I 人件費の支出を希望する場合は、本学が実施する利益相反マネジメントに従わなければならない。

(その他)

第11 この要項の定めにかかわらず、資金配分機関において別の定めがある場合は、その定めに従う。

2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2の第7号関係）

適用を受ける俸給表	給与額
<p>1. 国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める教育職俸給表（一）</p>	<p>(1) 当該年度の4月1日（以下「4月1日」という。）における俸給月額、俸給の調整額及び地域手当に12を乗じて算出した額（以下「基礎額」という。）</p> <p>(2) 期末手当（4月1日における基礎額に給与規則第40条第4項に定める役職段階別加算額を加算した額（以下「期末勤勉基礎額」という。）に給与規則第40条第3項に定める期別支給割合を乗じた額）（当該年度の6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）ごとに算出した額の和とする。）</p> <p>(3) 勤勉手当（4月1日における期末勤勉基礎額に、給与規則第41条第2項に定める割合を乗じた額）（当該年度の基準日ごとに算出した額の和とする。）</p>
<p>2. 国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則に定める年俸制適用教員俸給表</p>	<p>4月1日における基本年俸及び業績給（教員業績評価の評価区分が「3」（良好）として算出）の額</p>
<p>3. 国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則に定める2号年俸制適用教員俸給表</p>	<p>(1) 4月1日における基本年俸の額</p> <p>(2) 4月1日における俸給の調整額及び地域手当に12を乗じて算出した額</p> <p>(3) 業績給（教員業績評価の評価区分が「3」（良好）として算出）の額（当該年度の基準日ごとに算出した額の和とする。）</p>